

明治期の赤十字看護教育

吉川 龍子

はじめに

明治十九（一八八六）年十一月十七日、東京府麴町区飯田町（現・千代田区飯田橋）の博愛社病院において、皇后陛下ご臨席のもとに開院式が挙行された。病院は博愛社（日本赤十字社の前身）事務所に隣接し、六十二床を有する二階建て洋風建築であった。

初代病院長に就任した橋本綱常は、式の終了後に皇后陛下に、この病院内で看護婦養成の計画があることを言上した。皇后陛下（以下、皇后と記す）は「其国家ニ緊要ナルコトヲ深く御嘉尚」された。^{〔1〕}このことは新聞紙上にも報道された。

明治期になって開設された各地の病院にはすでに女性看護人がいたが、まだ正規の看護教育を受けた人たちではなく、博愛社病院開院当時の看護婦も、他の病院での勤務経

験を有するだけであった。開院まもない明治二十一（一八八八）年一月に皇后が日本赤十字社病院（明治二十年改称）を視察された折には、医員と共に看護婦が繻帯交換法、手術準備法を演じているので、彼女らも何らかの訓練は受けたと考えられる。

日本赤十字社病院内で看護婦養成の教育を開始したのは、明治二十三（一八九〇）年四月である。第一回生は、一年半の修学期間を終えた直後の同二十四（一八九一）年十月には濃尾地震の発生のため全員が災害救護に従事し、さらに二年の実務期間を終了した翌年には日清戦争が勃発して戦時救護に加わることとなった。戦争中に広島陸軍予備病院に行啓された皇后は、病院内で活動する赤十字看護婦の姿に、赤十字看護教育の成果を早くも感じとられたことであらう。

明治期から昭和前期に至るまでの戦時中に、赤十字看護

婦の活躍は広く国民に知られたり、誰しも赤十字といえは白衣姿の看護婦を思い浮かべるまでになった。ここでは赤十字看護婦の養成が開始した明治期に焦点をあて、その背景と共に述べることにする。

一 博愛社の創設

世界各国に赤十字社（一部に赤新月社）を有する国際赤十字の源は、今から百五十年前の一八六二（文久三）年に誕生した。スイス人アンリー・デュナンがイタリア統一戦争の際のソルフェリーノの戦い（一八五九年）の直後に戦場の惨状を目撃し、地元の人たちと救護に尽力した体験をもとに、国際的な救護組織の必要性を提唱した。その努力が実つて赤十字を標章とする国際赤十字の組織が生まれたのである。その翌年（一八六四年）にはジュネーブ条約がまず十二カ国により調印され、戦時に国籍の別なく傷病者を救護する国際人道法が成立した。

三年後の一八六七（慶応三）年には第一回赤十字国際会議がパリで開かれ、同時期に開催の万国博覧会の会場に赤十字展示館が造られた。これを見学して赤十字に関心をもつた日本人がいた。パリ万国博覧会に幕府と共に参加した佐賀藩の代表として派遣された佐野常民である。戦争で負傷し武器を捨てた者はもはや敵味方のない人間同志で

あり、それを救うのに差別はないという赤十字の原点は、かつて医師の修業をした経験をもつ彼の心を捕えた。

佐野が帰国した慶応四（一八六八）年は戊辰戦争のさ中であつた。この戦いの中で赤十字と同じ人道に基づく救護をした人たちがいた。イギリス公使館つき医師ウイリアム・ウイリスは、大総督府の依頼で北陸地方へ赴き戦傷者の治療をした上に、会津の戦いで傷ついた官軍と会津藩の多数の負傷者を差別なく治療した⁽²⁾。また旧幕府軍側の医師高松凌雲は箱館（現・函館）の戦いの中で敵味方の別なく治療したことで知られている。

明治期になると、赤十字についての知識は来日外国人を通じて伝えられ、明治三（一八七〇）年には大阪の軍医学校でオランダ医師ボードインが短期間ながら「赤十字規則」の講義をした記録がある⁽³⁾。その翌年には、新設の軍医寮から兵部省へ「万国普通ノ公法ニ基キ」赤十字旗章を使用したい旨の上申があつたが、当分の間は赤一字の使用という指令が出た。さらに翌年にも陸軍大輔から正院へ「世界普通ノ赤十字」の使用についての伺い書が出されたが、これを評議した左院は、赤十字社の記号を加盟国以外がみだりに使うと都合の懸念があると意見書に述べている⁽⁴⁾。したがって明治初期には、すでに日本の有識者も赤十字についての知識をもっていたことが判明する。

佐野常民は明治維新後に兵部省、ついで工部省に出仕し、明治六（一八七三）年のウィーン万国博覧会に事務副総裁に任命されて、再び渡欧した。佐野は会場の各国赤十字社の展示を見学して赤十字組織の拡がりを知り、このように人道的な国際組織が拡大したことこそ文明進歩の象徴と考えた。

その四年後の明治十（一八七七）年二月に九州で西南戦争が勃発した。熊本城の攻防戦や田原坂の激戦などで多数の死傷者が続出し、山野に放置されている状況が新聞に報道された。三月末には明治天皇が大阪の鎮台病院に収容された負傷者を見舞われ、皇太后と皇后は手製の綿撒糸や見舞品を送られて、傷病者の看護に手を尽くすようにいわれた。

当時、元老院議官であった佐野は、戦場の悲惨さに心を痛めていたので、皇室の仁慈に感激し、同じ議官の大給恒とともに博愛社とよぶ救護団体の設立を右大臣岩倉具視へ提出した。その「設立願書」と、同時に提出の「博愛社社則」には、放置された反乱軍の負傷者の救護をも述べてあり、外国の赤十字社と同様の組織を意識していた。

しかしこの願書は却下されたため、佐野は五月初めに熊本で征討総督の有栖川宮熾仁親王に再度提出した。戦場の惨状を知る有栖川宮は、ただちに博愛社の創設を許可され

た。五月下旬には救護員（医師と男性看護人）を熊本と長崎の軍団病院へ派遣した。

博愛社は八月一日になって太政官から正式に認可され、戦後も活動を継続することを決定した。七日には皇室の思召しにより千円が下賜された。総長に就任した東伏見宮嘉彰親王（のち小松宮彰仁親王と改名）は、かつて戊辰戦争の時にウイリスの提言を受容して、会津の戦いの負傷者を敵味方の別なく救護することを実施した皇族である。翌年の社員総会で、佐野と大給が副総長に選ばれた。

博愛社が最初の救護活動を行った西南戦争では男性の看護人が派遣され、明治十三（一八八〇）年二月には「看護員規則」を定めて、陸軍病院看病人と看病卒の満期解職者を看護補員に採用して、必要時の看護要員を確保することとした。

二 看護婦養成への動き

しかし一方では、女性を救護活動に加える必要性も指摘され始めた。同じ年の五月の社員総会で社員ハインリッヒ・シーボルトが演説を行い（大給恒代読）、西欧では婦人たちが戦争の負傷者の看護に従事したり、救護用物品の調製に尽力していることを紹介し、日本でも女性が博愛社の社員になるようにすべきだと述べた。

疾患ノ看護ニハ公衆ノ知ル如ク婦人ヨリ善ナルハナシ、
欧州ニ於テハ多クノ婦人軍ニ從ヒ病院ニ在テ負傷者ヲ
看護セシコトアリ、又其国ニ留在セシトキハ撒糸等ノ
如キ負傷者に必要ナル物品ノ調度ニ尽力シ、或ハ戦死
ノ遺族手当ノ為ニ金錢ヲ調度シテ大ニ会社ノ補助ヲナ
シタリ（博愛社文書資料）

ついで明治十七（一八八四）年六月の社員総会では、内務省御用掛の柴田承桂が「欧洲赤十字社概況」と題する婦朝演説の中で、救護事業を実施する上で婦人が適した特性を持つと述べ、すでに女性救護員の養成を開始した国もあることを報告した。

婦人ノ本性トシテ尤戦士救護ノ目的ニ適スルハ、病者負傷者ノ牀辺ニ侍シテ懇切ノ看護ヲ尽スコト、日夜睡眠ヲ忍ンデ看護ノ勞ニ堪ユルコト、甘言温和不幸ノ人ヲ慰諭スルニ長スルコト、座間及身辺ノ清潔ヲ好ムコト、単二病室ニ現在スルノミニシテ、已ニ他人ノ言語挙動ヲ粗野ナラシメザルコト等ノ諸件ニシテ、其他治療看護ノ器具中ニハ、婦人ニ非ザレハ調製シ能ハザルモノアリ（博愛社文書資料）

柴田は、明治十六（一八八三）年にドイツのベルリンで開催された衛生及び救難法に関する博覧会に政府代表として視察に赴き、博愛社からもヨーロッパにおける赤十字事

業の調査を依頼していた。彼はウイーンのルートルフ社の看護婦教養所と附属病院を見学したことを報告し、「巴丁^{バウテン}国婦人社看病婦養成規則」「独乙赤十字婦人社員必携」など多数の資料と医療器具を持ち帰り、博愛社がめざす救護事業への参考とした。

明治十七（一八八四）年九月にジュネーブで開催の第三回赤十字国際会議には、渡欧中の橋本綱常（陸軍軍医監）が陸軍卿大山巖の代理でオブザーバーとして出席した。この会議の決議事項の中に看護婦の教育に関する文言があった。

各社ハ平時ヨリ、赤十字社ノ地方移動病院若クハ常設病院ノ監督ヲ委任スベキ婦人ノ教育ヲ拡張シ、若クハ創設スルヲ宜シトス

看護婦の教育については、この十五年前の第二回同会議（ベルリン、一八六九年）の決議事項でもすでに明示されていた。

各国赤十字社ハ看護婦ノ教育ニ備フルノ任アルモノトス

橋本も西欧の赤十字事業の調査を博愛社から依頼されていたので、翌年一月に帰国すると、収集した資料を基に赤十字事業に関する報告書を作成し、看護婦の養成は各国赤十字社の主要な事業となっているため、病院を設立して看

護婦養成を始めることが急務であるとする建議書を博愛社に提出した。

博愛社も病院の設置を考えていたので、明治十八（一八八五）年十一月の社員総会で救護員養成のための病院建設の方針を明らかにし、翌明治十九年五月の臨時議員会で正式に決定した。東京府知事へ提出した私立病院設立願書の院則に、

第一軍隊ノ負傷者ヲ救護スヘキ看護者ヲ養成シ 第二
戦時は本院ヲ以テ負傷者ノ予備病院ニ供シ 第三平時
ハ民間ノ病者ヲ治療シ以テ看護人ヲシテ実地ノ研究ヲ
ナサシム

とあるのは、同年六月五日に日本政府が加入したジュネーブ条約に則り、戦時救護に従事する看護者の養成を示していた。

三 看護教育開始への準備期

日本のジュネーブ条約加入は、博愛社の永年の目標であったから、明治十九（一八八六）年十一月十五日にそれが公布されると、一国一社の原則により、日本赤十字社を名のることとなり、翌明治二十年五月二十日に社名を改称した。初代社長に佐野常民が就任した。

その前日の五月十九日、有栖川宮熾仁親王（日本赤十字

社初代総裁）の妃の董子妃殿下の台旨により、有志の貴婦人らが本社事務所に参集し、日本赤十字社監督のもとに篤志看護婦人会の設立を決議した。同年六月二日に発足した同会は、当時の西欧諸国の赤十字社婦人社員の活動にならって、看護法を学び、戦傷病者の救護を援助することを目的としたボランティアの団体であった。

前述のようにすでに博愛社内では外国婦人の活動が知られていたが、有栖川宮も渡欧の際に各国王室を訪問し、王室の女性の慈善事業を見聞されていて、博愛社事務所の落成の時の祝詞の中でも、アウグスト皇后を総裁とするドイツの愛国婦人会の例を紹介された。そのアウグスト皇后の秘書の経験があり、ドイツ領事として来日したO. V. モールと、その妻（プロイセン王室元女官）も、日本の皇后に西欧の王室の実例を伝えているので、皇后も有栖川宮の報告と共に、外国の実情に通じられていた。

董子妃は皇后から東京慈恵医院の幹事長に任じられていた関係で、同医院ですでに開始した看護婦養成に関する知識があった。当時は各地に病院が開設され、看護婦の雇用も見られ出したが、その職業を賤業視する傾向があったため、篤志看護婦人会は、こうした社会の偏見を正す目的もあった。

皇后は、明治二十一（一八八八）年一月二十三日に日本

赤十字社病院（本社病院）に行啓の際に、当日行われていた篤志看護婦人会の看護法講義をしばし聴講された。また同年六月二十三日の第二回日本赤十字社社員総会に行啓されて、篤志看護婦人会の発足後一年間（月に二回）看護法を学んだ会員七十七人の修業証書授与式に臨席された。

あたかもこの年は、日本で最初に看護教育を開始した東京慈恵医院看護婦教育所と、京都看護婦学校（同志社）、桜井女学校附属看護婦養成所、帝国大学第一医院看護婦養成所で最初の卒業生が出て、専門教育を受けた看護婦が誕生した年であった。

これらの看護教育施設では外国人の看護教師を招いたのが、資金の面などの理由で実現しなかった。院長の橋本は、ドイツ留学から帰国した明治十年ころから、日本でも良い看護婦が必要だと述べていたという。良い看護婦を育てるには、良い教員の育成が先決だと考えた橋本は、病院の医員たちを厳格に指導した。開院当時の医員は軍医が多かったため、看護教育の担当者も軍医であったとする説があるが、教員となった医員の履歴書によれば、その大半は東京大学（明治十九年三月以降は帝国大学）医学部別課で橋本の教えを受けた人たちであった。

明治二十二（一八八九）年六月十四日には「日本赤十字

社看護婦養成規則⁽⁸⁾（至二十条）が成り、冒頭には戦時救護のための看護婦養成が明示された。

第一条 本社看護婦養成所ヲ設ケ、生徒ヲ置キテ卒業後戦時ニ於テ患者ヲ看護セシムル用ニ供ス

これは病院の開院時の院則と同じく、ジュネーブ条約の趣旨を受けたものである。戦時救護は、近代では避けられなかつた戦争の犠牲者の苦痛を救うのが目的であり、赤十字看護教育の意図もそこにあった。

同年十一月には「第一回看護婦生徒募集並養成手續草案」が成り、募集人員は十人、採用条件は「二十年以上三十年以下」「身体強壯ニシテ性質温厚ナル者」としたが、学歴の特定はなかつた。

続いて十二月には、足立寛（篤志看護婦人会講師）、桜井忠興（日本赤十字社幹事）、山上兼善（日本赤十字社病院主任医）が看護婦養成委員に任命された。また主要な新聞や「女学雑誌」に看護婦生徒の募集広告を掲載し、応募資格は二十〜三十歳の独身健康の者とした。

翌年一月末の締切り日までの出願者は二十六人で、出身地は福島県から熊本県までの各地にわたっていた。二月の入学試験は、読書・作文・応答・書取・算術で、書取は患者の容態を口授して書き取らせ、読書は高等小学校読本類であったから、学歴はほぼ高等小学校卒業程度と考えてい

たと見られる。当時の女子の就学率はまだ低く、中途退学者も多かった。

同月には最初の教科担当として、病院医員八人が「看護婦生徒教授」の辞令を受けた。

最初の看護婦生徒に合格した十人のうち士族が八人、平民が二人で、旧武士階級の子女が多いのは、維新後の生活の激変の中で職を求める必要があったと見られる。その生年は幕末期三人（元治元年、慶應二年）と明治初期七人（元年、二年、三年）で、教員よりも年長者がいた。また出身地は東京府四人の他に、福島県、京都府、兵庫県、山口県、高知県、大分県が各一人であった。「看護婦養成規則」には毎月五円の学費の支給が定めてあったが、まだ寄宿舎はなくて親戚宅などからの通学となった。

第一回生の中には、すでに産婆学校で教育を受けた人もあったが、その他の人の経歴は不明である。産婆（助産婦）になるための教育は、看護婦の養成よりも早く始まり、すでに明治十年代に公私立の養成所や塾が開設されていた。

四 赤十字看護教育の開始

明治二十三（一八九〇）年四月一日、日本赤十字社に於いて第一回看護婦生徒の授業式（入学式）が行われた。「看護婦養成規則」には養成所を設けるとあったが、実際には

病院自体が養成施設のため特定の校名はもたず、一般に日本赤十字社看護婦養成所とよばれた。

「看護婦養成規則」の第二条に、

国家有事ノ日ニ際セバ速ニ本社ノ召集ニ応ジ患者看護ニ尽力センコトヲ誓フベシ

とあることから、赤十字看護婦の養成は軍部からの依頼であるとか、軍部への協力が目的であったという誤解を招き易い。しかし看護婦養成事業の起源を辿れば、前述のように赤十字国際会議の決議事項に基づいて、ジュネーブ条約の趣旨を受けていることが明らかである。

当初の修学年限は一年半であったが、そのあと二年の実務期間があり、さらに二十年間は国家有事の際の本社の召集に応じるという義務誓約期間があった。同年四月末には養成委員三人が追加されたが、いずれも篤志看護婦人会の幹事で、そのうち三条治子が養成委員長に任命された。同会幹事の婦人たちはこれより看護婦生徒の教育に関与し、卒業式などに出席することとなる。

教場は病院の一部をあて、午前中は学科教授、午後は病棟での実地教育であった。一年半の修学年限を三期に分け、各期の教科は次の通りであった。

第一期 解剖学大意・生理学大意・消毒法大意
第二期 看護法・治療介輔・繃帯法

第三期 救急法・負傷者運搬法・実地温習

〔看護婦養成規則〕(第八条)

教科書はまだ定まったものではなく、養成委員(のち委員長)足立寛が講述した「看護婦教程」(六冊綴り)や『看護卒教科書』を使用した。明治初期の小学校では、養生口授や生理の教育が見られ、『初学人身窮理』『健全学』『養生浅説』などの教科書もあったから、彼女たちも人体に関する基礎知識は持っていたと考えられる。第二回生が残した筆書きの講義筆記ノートが現存し、当時の講義内容が判明する。また明治期の教員が作成した縋帯法や解剖図などの掛け図(図譜)も現存する。

第一回生の人は、後に在学中の思い出を次のように述べている。

第一回生は後の生徒の模範となると、中々きびしい御教育でありましたし、病室内のことは何でも引き受け、附添家人などの手を借りることを恥として働きました。

(日本赤十字社看護婦同方会機関誌「同方」第九卷第十二号 昭和十一年)

第一回生が入学して半年後の十月末には、第二回生九人が入学した。そのうち四人は、京都・広島・愛媛の日本赤十字社各支部から選出された支部生であった。これは今後

支部で看護婦を養成するのに先だって、その模範となる看護婦を本社病院で養成することを目的としていた。

翌明治二十四(一八九二)年五月には、病院が飯田町から南豊島郡渋谷村(現・渋谷区広尾)へ移転し、飯田町の病棟を解体移築して教場と寄宿舎としたので、これまでの通学制が全寮制となった。

第一回生は十月に一年半の修学を終えて卒業試験に臨み、全員が好成績で、二年間の実務についた。しかし卒業証書授与式は、その半年後まで延期となり、第二回生と合同で挙行された。これは第一回生の学業終了直後の十月二十八日に濃尾地震が起こり、全員が災害救護に派遣されたことや、病院の整備で開院式が遅れたことなどのためであった。

明治二十五(一八九二)年五月三十日に挙行された第一回生・二回生合同の卒業証書授与式には、篤志看護婦人会幹事長の小松宮頼子妃殿下から御諭旨を賜り、社長の佐野は演説の中で「諸氏ハ実ニ是レ本社看護婦ノ始祖ニシテ」と述べて、各自の一進一退を慎重にして、永く後輩の模範となるようにと諭した。また養成委員長の足立寛は祝辞の中で、わずかの勉学期間ながら男子の書生も及ばないほどの好成績をあげたことを賞賛した。卒業生の代表は、「至誠耐忍節操ノ三条ヲ守リ 協心同力以テ患者之看護ニ従事シ」と謝辞を述べ、身をもって赤十字事業に尽くすことを

誓った。⁽¹⁰⁾

その翌月の六月十七日には新築病院の開院式が行われ、皇后が行啓されて、院内を視察された。病院の移転新築にあたっては、皇室からの援助が大きかった。

第二回生のうち支部生四人は、実務期間が半年だけで帰郷し、各支部で開始する支部看護婦の養成や篤志看護婦人会の看護法講習の助手を勤めることとなった。

その後も第三回生以降の生徒の入学があつて、生徒数が増えていった。明治二十六年（一八九三）年六月の「女学雑誌」第三四七号には、日本赤十字社第七回社員総会に出席した看護婦生徒の記事が掲載され、赤十字看護教育の成果が早くも部外者に注目された。

当日殊に編者の注目に触れたるものは、五十余名の看護婦なりき、（中略）何れも皆謹肅にして、且つ温和の風を帯び、平素同社が養成する所の一斑をみるに足る。

その年の十月十日には、三年半の学業と実務を終えた第一回生の解散式が行われた。佐野は告示の中で、全員が支障なくこの日を迎えたことを快事とし、師恩を永久に忘れはならないと論じた。

赤十字看護婦の始祖として世の中に巢立った彼女たちは、その後の明治期において本社の召集に応じ、戦時救護に従

事して使命を全うした。ただし特別の事情がある場合は免除され、外地に滞在のために救護材料の寄贈や義援金の寄託しかなかった人もいる。

同年の九月には「看護婦養成規則」が一部改正され、養成事業の目的に天災の傷病者看護が加わり、災害救護の場合も召集に応じることとなった。これはその前年の社則の改正で、赤十字社事業の中に天災の場合の負傷者救護が正式に加わったためである。

修学年限を三年半とし、それ以前に二ヵ月以上の生徒候補生の期間を置いて、病院勤務を体験させ、性格品行を査察した後に、生徒に採用することとした。志願者の学歴を定め、高等小学校卒業または同等の学力をもつ者とした。学科目に赤十字条約（ジュネーブ条約）や軍人勅諭などが加わり、看護婦生徒は当時のジュネーブ条約（全十条）を暗記していたという。その第六条には、国籍の別なく（敵味方の別なく）戦傷病者を救うことが明記されていた。

第六条 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何国ノ属籍タルヲ論ゼズ之ヲ接受シ看護スベシ

その翌年に勃発した日清戦争では赤十字看護婦と看護婦生徒が、日本に移送された戦いの相手国の清国の負傷者の看護に従事している。

現存する最初の卒業証書授与式（明治二十五年）と解散

式（明治二十六年）の記念写真に見える看護婦生徒の服装は、白帽と白衣の看護服であり、胸に赤十字の標章があつて、のちの赤十字看護婦の看護衣の源がすでにあつたことが判明する。

最初の「看護婦養成規則」には「生徒ハ規定ノ服帽ヲ着用スベシ」とあり、第二回生の募集にあたり支部からのその服装についての問い合わせがあつた際に、本社は次のように返答している。

白地単布製洋装ニシテ修学及ビ看護従事ノ節筒袖私服
ノ上ニ穿被スルモノ（日本赤十字社日誌 明治二十三年）

入学式の写真は現存しないが、濃尾地震（明治二十四年）の災害救護の際の第一回生の写真にみる服装は、筒袖私服の上に胸当て付きの白エプロンを着用し、白帽を付けている。

つまり各自の筒袖私服の上に着用した胸当て付きの白エプロンが看護衣であり、この服装で教室と病棟の実務練習に臨んでいたのである。

卒業証書授与式の前月には「看護婦生徒制服支給概則」が定まり、生徒に衣帽二組ずつの貸与をきめた。これが前述の写真に見える白帽・白衣であり、赤十字看護婦の象徴となるつめ衿で長い身丈の看護衣であつた。白帽は、長方形の布を二つ折にして周囲にひだをとって帽子形にし、細

い鉢巻にとじ付けたもので、後には各自の手製となつた。

看護衣とは別に、式典や貴人の送迎、勤務上の外出などに着用する濃紺色の制服を定めたのは明治三十一（一八九九）年であり、同じ濃紺色の制帽は同三十七（一九〇四）年に定めた。制服は上下二部式で、上衣は洋服仕立てであつたが、下衣はひだのある丈長の女袴に似ていて、和洋折衷型であつた。のちに私用の外出の際に、和服の上に制服の下衣を着用と定めるが、これは当時の女学生の袴姿と同様に見えた。

履物は、白衣の場合は白足袋に草履ばきであり、担架練習の時は靴であつた。制服の場合は編み上げ靴とされた。

五 支部における看護婦養成

各道府県に設置された日本赤十字社の支部でも、明治二十年代に看護婦養成の動きが始まつた。支部が病院をもつことは尚早であつたから、地元の医学校や病院に生徒を委託して看護教育を実施し、修学期間は一年前後であつた。

最も早いのは広島支部で、明治二十六（一八九三）年二月に市内の博愛病院に委託し、先に東京の本社病院で教育を受けた広島支部生を助教として、養成を開始した。ついで大阪支部が同年六月に大阪医学校に委託し、十一月に京都支部が京都療病院に委託した。翌年以降も各地の支部で

養成事業を開始したが、日清戦争の開戦に伴い、看護婦の人員増加が必要になると、促成看護婦の養成が一部の支部で行われた。

各支部で看護婦養成を開始したものの、看護教育の内容や期間は一定せず、技能の質に差が生じ、それが日清戦争の救護活動の際に表面化した。そこで全国の支部が同一の方針のもとに教育を行うこととなった。

まず明治二十九（一八九六）年から東京の本社病院で、支部模範生徒を教育する制度を本格的に開始し、多数の支部生を受け入れた。また各支部で学業を終えた者を、本社病院で実務練習をさせる実務練習生の制度も加えた。同年五月には「日本赤十字社地方部看護婦養成規則」を定め、修学年限を二年とした。この規則の制定に伴い、看護婦養成所を設置する支部が増えたが、教員は公私立病院の医師や開業医であった。この翌年には本社と地方部の「看護婦養成規則」を改正して、生徒志願者の資格を満十八歳以上とした。これは当時の女子は二十歳ごろでは結婚している者が多かったため、年齢を下げたのである。

赤十字看護教育用の独自の本格的な教科書である『日本赤十字社看護学教程』が刊行されたのも明治二十九年である。これは養成委員長の足立寛を中心にして編纂され、当時の教科目を網羅している。社長の佐野は、本書を用いて

教育指導すれば本社の授業方針は一貫し、適任の看護婦が養成できると、序文の中で述べている。

ついで明治三十一（一八九八）年八月に制定の「本社準備看護婦規則」「支部準備看護婦規則」では準備看護婦の名称となり、卒業後の招集に応ずる誓約期限を本社は十五年、支部は十年とした。

この頃から修身の講義が加わり、講師を招いて道徳の実践、徳性の涵養に努めることとした。当時の一般教育でも、修身は重視された教科であった。

本社と支部の看護婦養成が同一の規定となったのは、明治三十七（一九〇四）年三月の「日本赤十字社看護婦生徒養成規則」の制定からである。修学年限はすべて三年となり、教育場所は本社病院と支部病院とし、病院のない支部は養成所を設けるか、本社または他の支部病院に生徒を委託することとし、入学資格は満十七歳以上とした。

この制定は日露戦争開戦の翌月であり、これまでの教科以外の副科として救護員心得、救護員礼式、予備病院・海軍病院における勤務の概要など、戦時救護に関する事項が加わった。一方では随意科として外国語を加えた。これは北清事変（明治三十三年）で外国人の救護事業を行った経験から、外国語の必要性を加えたため、のちには日本赤十字社独自の英語教科書も刊行している。

各支部の事業拡大に伴い、支部病院が開設され出したのは明治三十七年以降で、最も早いのは三重支部山田病院であった。明治期には大津（滋賀）・長野・和歌山・富山・香川・姫路の各支部病院が開院した。

支部病院の設置も看護婦養成を目的としたから、開院と同時に看護教育を開始し、他支部から委託された生徒の教育も実施した。しかし日露戦争の開戦により、看護婦数の不足を生じた支部では、修学一年を経た生徒を看護婦に採用したり、一年間の促成看護婦養成を行うなど、臨時の措置をとった。

こうして赤十字看護婦養成施設が全国に拡がっていくと、看護婦指導者の育成も必要となった。すでに明治三十三（一九〇〇）年に看護婦長養成計画をたて、支部看護婦の中で学術や性行が優れていて、将来は看護婦長に適任と認められた者を選び、本社病院で六カ月間特定学科を教授し、看護婦長適任証明書を授与することを定めた。これは日露戦争のために実施延期となったが、明治四十（一九〇七）年十月から実現した。

初めは特定学科講習生と称したが、まもなく看護婦長候補生という名称となり、昭和期には修学期間が一年となった。全国の支部から選ばれた人たちは、本社病院の寄宿舎で看護婦生徒と起居を共にし、生徒の指導にもあたった。

この幹部看護婦養成の制度は、当時の看護教育施設の中でも特異な存在であり、卒業後は後の大正・昭和期の看護界を支える指導者として活動した。⁽¹⁾

六 救護員教育の充実へ

日本赤十字社では、救護員として看護婦の他に男性看護人、輸送人の養成をも行い、それぞれに養成規則を定めていたが、その内容はほぼ同一であった。そこでこれらを統合して「日本赤十字社救護員養成規則」を明治四十二（一九〇九）年一月十九日に新たに制定した。ここにいる救護員養成とは、救護看護婦、救護看護人、救護輸送人の各生徒であり、それに救護看護婦長、救護看護人長、救護輸送人長の各候補生であった。こうして規則の上で、救護看護婦という名称が記されたのは、この時が最初であった。

救護看護婦生徒の教科目は次の通りであった。

修身・救護員礼式・徒步教練・赤十字事業の要領・陸海軍勤務の要領・解剖及生理学大要・看護法・治療介補・手術介補・繃帯法・救急処置・調剤法大意・衛生学大意・患者運搬法・医療器械取扱法・消毒繃帯品調製法・実務練習

その他に、按摩術・患者食調理法や随意科として英語が

〔看護婦養成史料稿〕

あった。

ついで明治四十三（一九一〇）年四月には新教科書として『甲種看護教程』上・下巻を刊行した（同年に刊行の『乙種看護教程』は救護看護人生徒用）。続いて同年九月には『看護婦生徒修身教授参考書』、翌年十月に『救護員生徒教育資料』を刊行するなど、全国にわたる赤十字看護教育の均質化を進めていった。

特に注目されるのは『救護員生徒教育資料』（日本赤十字社編纂・日本赤十字発行所刊行）で、赤十字事業の教授用として執筆され、「第一編 赤十字 第二編 日本赤十字 第三編 救護事業」から成り、末尾に「雑部」として「赤十字創業者の概歴」と「欧洲看護史概要」があり、赤十字の歴史、戦時救護事業、赤十字病院などについて、詳細に述べてあり、明治期の赤十字事業を知る上で貴重な資料である。

「救護員養成規則」と同時に「日本赤十字社支部救護員養成所規則」を定め、支部病院のない支部での養成所の統一を図った。養成施設を本社・支部病院に限定し、各病院の分担地域を定めるのは大正六（一九一七）年からである。

赤十字看護教育を開始して二十年後の明治四十三（一九一〇）年一月十七日、皇后が日本赤十字社病院に行啓され、看護婦生徒が行う患者運搬法をも視察された。皇后は日本

赤十字社の社員総会にほぼ毎年行啓され、明治三十五（一九〇二）年十月二十一日の創立二十五周年記念式典にも行啓された。日露戦争中の明治三十七（一九〇四）年十一月十五日には日本赤十字社病院に入院中の戦傷病者を慰問されたあと、篤志看護婦人会員の繻帯調製作業をご覧になり、明治四十一年（一九〇八）年には次のような御歌を賜るなど、赤十字事業に深く寄与された。

日のもとの うちにあまりて いくしきみ とつくに
までも およぶみよかな

七 精神教育の重視

初代社長の佐野常民は、博愛社副総長であった明治十年代から看護婦の養成をすでに社業の構想の中に入れていたので、養成開始が実現すると、看護婦生徒の訓育に意を注いだ。濃尾地震（明治二十四年）が起こり、第一回生十人全員が従来から病院に勤務していた看護婦と共に災害救護に赴く際には、次の三要件を守るようにと諭告した。

- 一 至誠以テ救護ニ従事スベキ事
- 一 奮勉以テ艱苦ニ堪ヘキ事
- 一 節操以テ品行ヲ慎ムベキ事

（殿下社長副社長 諭告集）

佐野は翌年五月の卒業証書授与式での演説の中で、先年

の災害救護が世人の好評を得たことに触れて、「諸氏が平素ノ練磨ト深切トノ効果に外ナラス、余ノ深く感ズル所ナリ」と述べ、これからもその際に示した三条の要件を守り、学術と精神の練磨を心がけるようにと論じた。卒業生代表が謝辞の中で「至誠忍耐節操ノ三条ヲ守リ」と述べたのも、まさにこの三要件を指していた。⁽¹²⁾

さらに佐野は第一回生の解散式（明治二十六年十月）においても、今後二十年間の誓約期間があるから、「各自身健康志操ノ堅固ヲ油断ナク心懸ケ」ることを求め、看護婦の祖であるナイチンゲールの功績を鑑^{かがみ}として勉勵するようと励ました。終わりに従来告示したところの要旨を参考として交付するから、常に服膺し忘れぬようにと述べた。この要旨とは、おそらく前述の三要件をさすものと考えられる。のちに「看護婦論」を雑誌「日本赤十字」に寄稿した清水俊（本社幹事）は、佐野の訓誡について触れている。⁽¹³⁾

濃尾震災に際し佐野社長は三ヶ条を訓諭、（中略）看護婦に対し精神上の訓誡を与えられたるは蓋し之を以て初めなりとす。爾来看護婦生徒卒業に方^{あた}り、又は平常に在つても、事に臨み折に触れては、反復訓誡せらるるが故に、日本赤十字社看護婦となりて、此三ヶ条を心得ざる者は一人もなき筈なれども、（後略）

佐野が看護婦と看護婦生徒たちに厳しく行動を戒めたの

は、看護技術が優れているだけでなく、人格も優れている必要があると考えたからである。

この佐野の教育方針に添って生徒の訓育に尽力したのが、日本赤十字社病院初代看護婦監督の高山盈^{みち}である。高山盈は華族女学校、宮城県尋常師範学校で教師を勤めた女性教育家であつたが、院長の橋本綱常がその人柄を見こんで招いたもので、明治二十七（一八九四）年六月に看護婦養成委員を囑託され、ついで「看護婦同生徒及び病室監督」として就任した。その二ヵ月後には日清戦争が開戦したため、看護婦二十人を含む救護班の看護婦取締に任命されて、広島陸軍予備病院へ派遣され、看護婦の統率に従事した。戦後の明治二十九（一八九六）年十一月に「看護婦監督及び養成係」に任命され、そののち没年（明治三十六年一月）まで看護婦の統率と看護婦生徒たちの訓育にあつた。⁽¹⁴⁾

なお看護教育開始以来続いた看護婦養成委員の制度は、明治三十七（一九〇四）年に廃止され、病院の医員が養成係長（のち教育部長・養成主幹）に任命された。

明治二十九年に刊行の『看護学教程』の序論には、赤十字看護婦が守るべき心得十ヵ条が掲げられている。赤十字看護婦は、看護技術に熟練しているだけでなく、心身共に健全であることを求め、精神的要件を示したものである。

一 慈仁ニシテ懇篤ナルコト

二 忍耐ニシテ事ニ屈セザルコト

三 柔順ニシテ命令ニ服従スルコト

四 温和ニシテ患者ヲ慰撫スルコト

五 周密ニシテ作業ニ敏活ナルコト

六 貞操ニシテ自ら重スルコト

七 謙讓ニシテ婦徳ヲ修ルコト

八 挙動静肅ニシテ多弁ナラザルコト

九 修容清素ニシテ華奢ニ流レザルコト

十 學術精深ニシテ応用宜シキヲ得ルコト

この内容は、佐野が常に看護婦たちに求めていた戒めであり、前述の清水俊の寄稿文にも、佐野が「序論中に精神涵養の要目十項を挙示せられたり」と記してある。

佐野はさらに、明治三十一（一八九八）年八月十八日に「日本赤十字社看護婦訓誡」を發布した。配布した小冊子（全十四ページ）のうち前半に、日本赤十字社の主旨と看護療養の歴史を述べたのち、赤十字看護婦に最も必要なのは「徳義」であり、いかに看護の學術が「精鍊卓絶」であっても、徳義にそむく行為をすればその資格は亡失するとし、後半に二十カ条の「遵奉スベキ大要」をあげている。その一部をあげれば次の通りである。

一 治療ノ介輔ハ敏活ニシテ且静肅ヲ守リ傷病者ヲ看護スルニ当テハ愛憎偏頗ノ心ナク忠良易直懇篤親切

ヲ旨トスベシ

八 艱苦ヲ忍ビ欠乏ニ堪フルハ救護員タル者ノ本分ナ

レバ宿舎ノ陋隘食物被服ノ粗悪ナル場合或ハ激務夜

ヲ徹スル等ノコトアルモ決して不平を鳴ラスベカラ

ズ

十七 看護婦ノ最モ大切ナルハ品行節操ニ在リ一タビ

品行ヲ破リ節操ヲ失フコトアルトキハ万善一時ニ消

滅シテ名譽ハ忽チ墜落ス故ニ勤務中ト否トニ論ナク

内ニ在テモ必ズ之ヲ慎ミ外ニ在テモ必ズ之ヲ戒メ須臾モ忘ルベカラズ

この訓誡は、教科の副科として教授された。しかし『甲種看護教程』の刊行に際しては修身の項に十カ条の教訓をあげてあり、この十カ条は前述の『看護学教程』（明治二十九年刊）の中の十カ条の語句を改定したものであった。

さらに明治末期の『甲種看護教程』再版では、「一 博愛ニシテ懇篤ナルコト」に始まる新十カ条となり、これが昭和年代になると「救護員十訓」と呼ばれるに至った。この十訓は、昭和前期の戦時下の赤十字看護婦の救護活動を支える精神的支柱となったが、その源流は実に明治期の看護教育早創期にあることが確認できるのである。

まとめ

―その後の赤十字看護教育と卒業生の活動―

明治二十三（一八九〇）年に開始した赤十字看護教育は、大正・昭和期にかけて支部病院の増加に伴い、看護婦養成人員が増加して、本格的に進展していった。さらに大正十五年（一九二六）年からは看護婦外国語学生の教育を新たに始め、外国語の堪能な看護婦を養成して海外派遣に備え、昭和三（一九二八）年からは社会看護婦の養成も開始した。これは日本における保健婦教育の先駆をなすもので、公衆衛生看護事業という新たな分野の従事者の育成となった。

外国語学生は、本社病院の寄宿舎から女子英学塾（津田塾大学の前身）に通学し、社会看護婦生徒は、東京帝国大学教授や内務省衛生局課長などからの専門講義を受けると共に、社会事業関係の施設の見学も行い、当時の女子としては高等教育に相当していた。しかし昭和十二（一九三七）年の日中戦争開戦のため、それ以後は中止となった。

明治期以来、看護婦生徒の入学資格は高等小学校卒業程度であったが、女子の進学率の上昇に伴い、昭和八（一九三三）年の「看護婦養成規則」改正では、高等女学校卒業となった。戦時中になると救護看護婦の補充が必要となり、修学年限を二年半に短縮、さらに戦争末期には二年となった。

た。また高等小学校卒業者を二年間教育する乙種看護婦生徒の養成も開始した。

赤十字看護教育をうけた卒業生たちは、病院勤務の他に戦時と災害時に救護員として各地で活動した。それは結婚をしてからも続き、幼い児を残して外地へ赴いた人も少なくない。赤十字看護婦といえは戦時救護が中心と考えがちであるが、日本の看護界の発展のために尽力した人たちも多数いる。

本社病院の初代看護婦監督の高山盈の没後は、その薫陶を受けた卒業生の中から代々の監督が輩出した。中でも第四代監督の萩原タケは、明治四十二（一九〇九）年の国際看護婦協会（ICN）のロンドン大会に日本人として初めて参加し、つづいてケルン大会（明治四十五年）とモントリオール大会（昭和四年）にも出席し、日本のICN加盟のために活動した。昭和四（一九二九）年には日本看護婦協会の設立を実現して初代会長に推された。同協会の設立を契機として日本のICN加盟が実現したのは昭和八（一九三三）年であった。世界の看護界にも名を知られた萩原タケは、大正九（一九二〇）年に第一回フローレンス・ナイチンゲール記章を受章した。

世界の看護婦の中で特に看護活動に功績のあった人が選ばれるナイチンゲール記章は、その後も現在に至るまで、

日本では赤十字看護婦が圧倒的に多数を占めてきた。

第九回ナイチンゲール記章受章者の田淵まさ代は明治末期の卒業生で、大正十(一九二二)年にロンドンで開催の国際公衆衛生看護講習会に参加し、帰国後の報告書の中で赤十字看護教育に関する意見を述べ、本社病院に復帰後も看護婦養成業務に従事した。

その他にも優れた指導者たちが出て後輩の指導にあたりと共に、昭和三(一九二八)年には全国の赤十字看護婦を会員とする日本赤十字社看護婦同方会を発足して、組織化をはかった。現在も看護師同方会として続いている。

太平洋戦争の終結後は、本社病院の養成所は日本赤十字女子専門学校(旧制)として独立し、戦後の学制改革による短期大学を経て、日本赤十字看護大学となった。支部病院の養成所も高等看護学院を経て看護専門学校となった。現在では全国に赤十字看護大学が六校あり、大学院で学ぶ人たちも増えている。

註

(1) 日本赤十字社編・刊『日本赤十字社史稿』一九二一年
八五二頁。

(2) ヒュー・コータツツイ『ある英人医師の幕末維新 W・
ウィリスの生涯』中央公論社 一九八五年 二三五〜二
三九頁。

(3) 陸軍軍医学校編・刊『陸軍軍医学校五十年史』一九三六
年 二頁。

(4) 陸軍軍医団編・刊『陸軍衛生制度史』一九一三年 一二
二九〜一二三一頁。

(5) 幕末に長崎に来たフィリップ・フランツ・フォン・シー
ボルトの次男で、兄のアレキサンダーと共に博愛社の事
業に協力した。

(6) 『日本赤十字社史稿』八四八頁。

(7) 吉川龍子「日赤看護教育早期の人びと」『研究紀要』
第五号 日本赤十字中央女子短期大学 一九八五年。

(8) 『日本赤十字社 日誌』明治二十二年。

(9) (7) に同じ。

(10) 『日本赤十字』第六号 日本赤十字発行所 一八九二年
三七〜四一頁。

(11) 日本赤十字社編・刊『日本赤十字社幹部看護師養成一〇
〇年の歩み』二〇〇八年。

(12) (10) に同じ。

(13) 清水俊「看護婦論」『日本赤十字』第四十八号 一八九
六年。

(14) 吉川龍子『高山盈の生涯』創生書房 一九八七年。

補註

平成十四(二〇〇二)年三月の「保健師助産師看護師法」施行
により看護婦・看護人の名称は看護師に統一されたが、本稿で
は当時の名称のままとした。

(元)日本赤十字看護大学図書館司書